# **KSKR**

No. 1 5 0

2010 Nov.

http://www.eonet.ne.jp/~asn/

#### 奈良県自閉症協会 NEWS

# F 9 To The Kizuna

発行人:

関西障害者定期刊行物協会 編集人: 奈良県自閉症協会 支部長&事務局:河村舟二

〒 639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10 購読料1部 100円 会員は会費に含まれています。

#### ■今うなる障がい者自立支援法改 ← 正案

総合福祉法(仮称)が出来るまで: に、あと3年はかかるので、そのつ なぎとして、障害者自立支援法の改 正案を、この臨時国会で法案として 提出して欲しいという我々も関係す る日本発達障害ネットワーク など知的障害や発達障害関係 9 団体は2010年11月2日厚生 労働省記者クラブで記者会見を行い ました。

これまで福祉サービスを受けられ ない発達障害の人が支援の対象にす ること。及び負担軽減措置の恒久化・ グループホームへの家賃補助・障害 児への発達支援の強化を盛り込んだ 改正案提出をめざしています。そし

て「障害者自立支援法改正案、早け れば今国会提出も」という一部マス コミの報道もありましたが、その後 このニュースは削除されています。

これには、障がい者制度改革推進 会議推進会議に参加している障害者 団体など多くは、改正法案に慎重な

### どうなる自立支援法

意見を示し「障害者自立支援法の根 を残す可能性もある」と早急な法案 成立に反対しています。このように、 現在、障害者団体が一つにならず意 見が分かれています。「新法制定ま でに改善できることは、すぐに行う べきではないか」ということもあり ますが、昨今の政治献金問題や尖閣・

北方領土問題や警視庁資料秘密漏洩 問題などであたふたしている政府国 会の今の時期に、本当に発達障害の 支援に目を向けた議論が交わされる のかどうか心配なところです。今国 会に障害者自立支援法を提出するこ とに反対している圧倒的な数の障害

者団体の声も再度吟味して、発

達障害の人の支援が確実に盛り 込まれた総合福祉法を目指すべ きとも思います。その意味でも、障 がい者制度改革推進会議や、その下 部組織の総合福祉部会に日本自閉症 協会が構成メンバーに入っていない ことが残念でなりません。 河村

障がい者制度改革推進会議 第21 囲(H22, 10. 12)資料1

障害者基本法の改正に関する条文イ メージ素案(総則関係部分)【たた き台】

#### 【趣旨】

これまでの推進会議における議論 を踏まえ、事務局において条文イ メージの素案(たたき台)を作成し たものであり、今後条文化していく に当たっては、各論点について更に 精査・検討が必要であり、それらの 点についても条文イメージの下に併 せて記載している。(※下線は改正

#### 部分)

1. 目的

く条文イメージ>

この法律は、障害者が、障害者で ない者と等しく、すべての基本的人 権の享有主体であることを確認し、 かつ、障害の有無にかかわらず、国 民が分け隔てられることなく相互に 個性と人格を尊重する社会を実現す るため、障害者の権利の実質的な確 保並びに障害者の自立及び社会参加 の支援等のための施策に閲し、基本 的理念を定め、及び国、地方公共団 体等の責務を明らかにするととも

に、豊里施策の基本となる事項を定 めること等により、障害者の権利の 実質的な確保並びに障害者の自立及 び社会参加の支援等のための施策を 総合的かつ計画的に推進することを 目的とすること。(現行法第1条関 係)

【検討書精査を要するポイント】

- 障害者が基本的人権の享有主体で あることの確認の規定ぶり
- ・実現すべき社会の在り方に関する 規定ぶり
- ・障害者施策の目的に「障害者の権 利の実質的な確保」を追加

#### 2. 定義

#### <条文イメージ>

- (1) 障害の定義を、身体障害、知的 障害又は精神障害その他の心身機能 :(1) すべて障害者は、障害者でない : の損傷とすること。
- (2) 障害者の定義を、障害があり、 かつ社会における様々な障壁との相 互作用により、継続的に日常生活又 保障される権利を有するものとする は社会生活に相当な制限を受ける者 とすること。(現行法第2条関係) 【検討・精査を要するポイント】 「障害」を幅広くとらえるための定 義の在り方

「障害」を心身の機能上の損傷(イ ンペアメント)として定義し、「障 を反映させる規定の在り方

「障壁」や「相互作用」の具体的内 容と、その内容を適切に表現する具 体的な規定の仕方

- 「障害者」の範囲を画定する要件 と。(現行法第3条第2項関係) (「継続的に」、「相当な」)の規定ぶ 【検討・精査を要するポイント】

IJ

#### 3. 基本的理念

#### - <条文イメージ>

- 者と等しく、すべての基本的人権の言 : 享有主体として個人の尊厳が重んぜ:: :られ、その尊厳にふさわしい生活を こと。(現行法第3条第1項関係) 【検討・精査を要するポイント】
  - ・ 障害者が基本的人権の享有主体で あることの確認の規定ぶり

#### <条文イメージ>

(2) すべて障害者は、障害者でない 者と等しく、自らの判断により地域 害者」の定義に社会モデルの考え方 : において生活する権利を有するとと: もに、自らの決定に基づき、社会を :構成する一員として、社会、経済、: 文化その他あらゆる分野の活動に参 加する機会を有するものとするこ

・「地域において生活する権利」の 具体的な中身の整理(誰に対して何 を求めるのか。)

同権利を明文化する必要性を基礎づ ける事実

#### <条文イメージ>

(3) すべて障害者は、手話等の言語 その他の障害の重類に応じた意思疎 诵の手段の確保の重要性にかんが み、日常生活及び社会生活において、 可能な限り容易にそれを使用するこ とができるよう配慮されなければな らないこと。(新設)

【検討・精査を要するポイント】

- 手話が言語であることを規定する 必要性や効果について具体的にどの ようなことがあるのか。
- 手話と言語の概念の整理
- . 双方向のコミュニケーション(意 思疎通)の手段を障害の種類に応じ て確保する重要性を確認する規定ぶ IJ

#### 4. 差別の禁止

#### く条文イメージン

(1) 何人も、障害を理由とする差別 (障害者が、障害者でない者と実質 的に平等に活動することを可能とす るため、個々の場合に必要となる合 理的な変更又は調整が実施されない ことを含む。以下同じ。)その他の 権利利益を侵害する行為をしてはな らないこと。(現行法第3条第3項 関係)

#### 【検討・精査を要するポイント】

・合理的配慮を実施しないことが差 別に含まれることの趣旨を踏まえ規 定障害者権利条約における「均衡を 失した又は過度の負担を課さないも の」の規定の仕方とその社会的影響 をどう考えるか。

#### く条文イメージン

(2) 国は、障害を理由とする差別の 防止に関する普及啓発を図るため、 障害を理由とする差別に該当するお 害者に関する施策は、国際的協調の 障害者が差別されることなく、社会、

それのある事例の収集、整理、及び 提供を行うものとすること。(新設) 【検討書精査を要するポイント】

・国が差別収集事例を行うことを明 文化

5. 国民の理解

#### く条文イメージン

国及び地方公共団体は、第三条 に定める基本的理念に関する国民の 理解を深めるよう必要な施策を講じ なければならないこと。(現行法第 5 条関係)

【検討・精査を要するポイント】

- 国民が理解を深める対象の具体的 内容
- 6. 国際的協調

#### く条文イメージ>

障害者の権利の実質的な確保並び に障害者の自立及び社会参加の支援: :が国際社会における取組と密接な関 係を有していることにかんがみ、障

下に行われなければならないこと。 (新設)

【検討・精査を要するポイント】 障害者施策の実施に当たっての国際 的協調の規定を追加

7. 国及び地方公共団体の責務 <条文イメージ>

国及び地方公共団体は、障害者 の権利の擁護及び障害者に対する差 別の防 止を図りつつ障害者の自立 及び社会参加を支援する責務を有す ること。(現行 法第4条)

【検討・精査を要するポイント】

- ・「障害者の福祉を増進する」を削 除
- 8. 国民の責務

#### く条文イメージン

国民は、障害の有無にかかわら ず、分け隔てられることなく相互に 個性と人格を尊重する社会を実現す るため、障害者の人権が尊重され、

経済、文化その他あらゆる分野の活 10. 施策の基本方針 動に参加することができるよう努め : <条文イメージ> なければならないこと。(現行法第 三(1) 障害者に関する施策は、障害者 三ができるよう配慮されなければなら 6条関係)

【検討・精査を要するポイント】

- ・実現すべき社会の在り方に関する : 規定ぶり
- ・「社会連帯の理念に基づき」、「障 害者の福祉の増進に協力」の削除 9. 障害者週間
- く条文イメージン

擁護及び障害者に対する差別の防止 についての関心と理解を深めるとと・・障害者施策を講ずる際の留意事項・・障害者施策を講ずるに当たって、 もに、障害者が社会、経済、文化そ の他あらゆる分野の活動に積極的に 参加することを促進するため、障害 者週間を設けること。(現行法第7 (2)障害者に関する施策を講ずるに 条関係)

【検討・精査を要するポイント】

・障害者週間の目的の見直しの在り 方

こと。(現行法第9条第1項関係) 【検討・精査を要するポイント】 「福祉に関する施策及び障害の予防 に関する施策」の削除



会的な要因を除去する観点から、障:【検討・精査を要するポイント】 害者の性別、年齢、障害の状態及び:・制度の谷間を生まない支援の明文 生活の実態に応じて、かつ、有機的: 化に関する規定ぶり :連携の下に総合的に、策定され、及:: び実施されなければならないこと。 (現行法第8条第1項関係)

【検討・精査を要するポイント】

- 国民の間に広く障害者の権利の :・社会モデルの考え方を反映した規: なければならないこと。(新設) 定ぶり
  - として、「性別」、「生活の実態」を: 追加

く条文イメージ>

当たっては、障害の種類及び程度に よる支援の格差が生ずることのない: よう配慮がなされるとともに、障害 者の自主性が十分に尊重され、かつ、言

障害者が、自らの判断により地域に おいて自立した日常生活を営むこと の自立及び社会参加を困難にする社: ないこと。(現行法第8条第2項関係)

く条文イメージン

- (3) 障害者に関する施策を講ずるに 当たっては、障害者その他の関係者 の意見を聴き、当該意見が尊重され 【検討、精査を要するポイント】
- 障害当事者参画の規定を追加
- 11. 障害者基本計画等

く条文イメージン

政府は、障害者に関する施策の総 合的かつ計画的な推進を図るため、 障害者のための施策に関する基本的 な計画(以下「障害者基本計画」と いう。)を策定しなければならない

## 中教審情報

中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別 委員会

論点整理(委員長試案)

はじめに

①「障害者の権利に関する条約」が、:: 平成18年12月、第61回国連総 会において採択され、平成20年5 月に発効した。我が国は平成19年: 9月に同条約を署名し、現在批准に 向けた検討が行われているところで ある。平成21年12月には、内閣 総理大臣を本部長とし、文部科学大 臣も含め全閣僚で構成員される「障! がい者制度改革推進本部」が設置さ れ、当面5年間を障害者制度改革の: 集中期間と位置付け、改革の推進に 関する総合調整、改革推進の基本的 : とされ、教育分野については、以下 な方針の案の作成及び推進に関するのの2点が示された。

検討等を行うこととしている。同本 部の下に、障害者施策の推進に関す る事項について意見を求めるため に「障がい者制度改革推進会議」が 設置され、平成22年6月7日、同 会議による第一次意見が取りまとめ られた。同意見においては、「障害 者の権利に関する条約」におけるイ ンクルーシブ教育システム(包容す る教育制度) 構築の理念を踏まえた 「地域における就学と合理的配慮の 確保」、「学校教育における多様なコ ミュニケーション手段の保障」につ いて同会議の問題意識が示されてい

②上記第一次意見を踏まえた平成 22年6月29日の閣議決定におい て、各個別分野については、事項ご とに関係府省において検討すること

・障害のある子どもが障害のない子 どもと共に教育を受けるという障害 者権利条約のインクルーシブ教育シ ステム構築の理念を踏まえ、体制面、 財政面も含めた教育制度の在り方に ついて、平成22年度内に障害者基 本法の改正にもかかわる制度改革の 基本的方向性についての結論を得る べく検討を行う。

・手話・点字等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、手話に通じたろう者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員等の確保や、教員の専門性向上のための具体的方策の検討の在り方について、平成24年内を目途にその基本的方向性についての結論を得る。

③これを受け、平成22年7月12 日に、文部科学省より中央教育審議 会初等中等教育分科会に対し審議要 請があり、同分科会の下に、本特別委員会が設置された。本特別委員会においては、平成20年8月に文部科学省に設置された「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」及び「障がい者制度改革推進会議」における検討を議論の基礎として、〇回に渡り検討を積み重ねてきたところであり、今回、その審議を論点整理として中間的に取りまとめるものである。

#### 1. 総論

〇インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念とそれに向かっていくという方向性については、基本的に賛成。

〇インクルーシブ教育システムにおいて重要なことは、対象となる児童 生徒に対して、その時点で教育的 ニーズに最も的確にこたえる指導を 提供できる多様で柔軟な仕組みの整 備。形式的に場を一緒にするのではなく、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」(カスケード)を用意しておくことが必要。

〇障害のある子と障害のない子が共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて役に立つと考えられる。同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。

〇今後の進め方については、短期的、 中期的、長期的に行う制度改正として整理し段階的に実施していく必要 がある。

(1) インクルーシブ教育システム (包容する教育制度) の構築に向け た方向性

①障害者の権利に関する条約第24 条によれば、「インクルーシブ教育 システム」(inclusive education system、署名時仮訳:包容する教育 制度)とは、人間の多様性の尊重、 精神的・身体的な能力を可能な最大 限度まで発達させ、自由な社会に効 果的に参加するとの目的の下、障害 のある者と障害のない者が共に教育 を受ける仕組みであり、障害のあ る者が「普通教育制度」(general education system、署名時仮訳:教 育制度一般)から排除されないこ と、自己の生活する地域において初 等・中等教育の機会が与えられるこ と、個人に必要な合理的な配慮が提 供される等が必要とされている。(参 考資料1:障害者の権利に関する条 約関係条文、参考資料2:General

Education System (教育制度一般) の解釈について)

②本特別委員会は、障害者の権利に 関する条約に基づくインクルーシブ 教育システムの理念とそれに向かっ ていくという方向性については、基 本的に賛成する。

③インクルーシブ教育システムにおいて重要なことは、対象となる児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を備することと考える。そして、通常の小、中学校における通常の学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」(カスケード)を用意しておりましております。(参考資料3:日本の義務教育段階の特別支援教育の連続性(カスケード)のイメージ)

④インクルーシブ教育システムの構築については、諸外国においても、それぞれの課題を抱えながら、制度設計の努力をしているという実情がある。各国とも理念的なものだけで制度が動いているということではなく、漸進的に実施してきており、日本も同様に漸進的に実施してきているところである。

⑤これまで、中央教育審議会は、平成17年12月の「特別支援教育を推進する制度の在り方について」(「特別支援教育」の位置が目指するとともに基が自指すべき社会の方向性を示してきる。同等中に基が改正され、特別支援教育は、平成19年4月から新たな制度として開始されたところである。以降、教職員の意識

が変わり、理解は進んできている。 (2)「共に学ぶ」ことについて (参考資料4:平成17年12月の 「特別支援教育を推進する制度の在 り方について」(答申)の概要、参 考資料5:現在の特別支援教育の実 施状況)

⑥障害者の権利に関する条約第8条 には、障害者に関する社会全体の意 識を向上させる必要性が示され、教 育制度のすべての段階において障害 者の権利を尊重する態度を育成する ことが規定されている。こうした規 定を踏まえれば、学校教育において、 障害のある人と障害のない人が接触 し、交流していくという機会を増や していくことが非常に大事である。 障害のある人との触れ合った経験 は、共生社会の形成に向けて役に立 つと考えられる。(参考資料1:障 害者の権利に関する条約関係条文)

①障害のある子と障害のない子が共 に学ぶことによって、障害のない子 たちにとっては、障害のある子ども とその教育に対する正しい理解と認 識を深め、同じ社会に生きる人間と して、お互いを正しく理解し、共に 助け合い、支え合って生きていくこ との大切さを学ぶなど、個人の価値 を尊重する態度や自他の敬愛と協力 を重んずる態度を養うことが期待で きる。それぞれの子どもが授業や活 動に理解や共感、あるいは参加して いる実感を持ちながら、充実した時 間を過ごせて、生きる力を身に付け ていけるかどうか、これが最も本質 的な点である。

②一方、学級規模など現在の教育 条件が大幅に改善されない状況で、 個々の子どもの障害の状態、教育的 ニーズ、学校、地域の実情等を考 慮することなく、すべての子どもを 同じ場に組み入れて教育を行うこと は、形式的な平等化であり、実質的 には子どもの健全な発達や子どもが 適切に教育を受ける機会を与えるこ とができず、将来、社会に参加し市 民として生きることを困難にする可 能性がある。財源負担も含めた国民 的合意を図りながら、大きな枠組み を改善する中で、「共に育ち、共に 学ぶ」体制を求めていくべきである。 (参考資料6:0ECD各国との初 等中等教育段階における公財政支出 及び平均学級規模の比較)

③インクルーシブ教育システムと特 別支援教育は、いずれも共生社会の 実現を目指すために必要な手段であ り、同じ方向を向いているものと言 える。したがって、インクルーシブ 教育システムの構築のため、特別支 援教育を発展させ、必要な制度改革

を行う必要がある。

4 特別支援教育として、特別な指導 を受けている児童生徒の割合を比べ てみると、英国で約20%(障害 以外の学習困難を含む)、米国で約 10%となっており、日本は、特別 支援学校、特別支援学級、通級によ る指導を受けている児童生徒は約 2%程度に過ぎない。教育支援の必 要な児童生徒の多くは既にインク ルーシブな教育環境で学んでいると 見ることもでき、今後はこれらの児 童生徒への教育支援を一層進展させ ることが必要である。(参考資料7: 日、英、米の特別支援教育として特 別な指導を受けている児童生徒の割 合)

⑤国は、共生社会の実現に向けた国 民の共通理解を一層進め、社会的な

る。学校教育においても、共生社会 の一層の実現に向けた理解の促進を 図る教育の充実を図っていく必要が ある。また、財政的な措置を図る観 点を含め特別支援教育に関する施策 に対する優先順位を上げる必要があ る。

(3) インクルーシブ教育システムと 地域性

①インクルーシブな社会のために は、障害のある当事者がどれだけ社 会に参加できるかということが問わ れる。インクルーシブ教育システム の推進に当たっては、普段から地域 に障害のある人がいるということが 認知され、障害のある人と地域の人 や保護者とが相互に理解しているこ

とも重要である。地域でどう生活支 :援していくかという観点も必要であ 機運を醸成していくことが必要であ …る。一部の自治体で実施している居 … 域支援のための有機的なネットワー

住地校に副次的な学籍を置くことに ついては、居住地域との結びつきを 強めるために意義がある。今後、地 域の学校に学籍を置くことについて も検討していく必要がある。

②地域の実情(交通アクセス、医療、 福祉サービスが充実している都市部 とその対極的な地域など) は様々で あるが、どの地域の学校においても 等しく達成されるべきものは何であ るかという点に国は留意すべきであ る。一方、地域の状況に応じた柔軟 な選択肢があっても良いと思われ る。

③インクルーシブ教育システムを構 築する上では、福祉、医療、労働な どの関係機関等との適切な連携が重 要である。このためには、関係行政 機関等の相互連携の下で広域的な地

クが形成されることが有効であり、:の推進や特別支援学校のセンター的: 既に各都道府県レベルで「障害保健 福祉圏域」や教育事務所単位での支 援地域の設定などが行われている。 それら支援地域内の有機的なネット ワークを十分機能させるためには、 連絡協議会の設置や個別の教育支援 計画を相互に連携して作成・活用す ることが重要である。

④上記の支援地域内の教育資源(幼、 小、中、高、特別支援学校、特別支 援学級、通級指導教室)それぞれの 単体だけでは、そこに住んでいる子 ども一人一人の教育的ニーズに応え ることは難しい。こうした域内の教 育資源の組合せ(学校クラスター (学校群)) により域内のすべての子 ども一人一人の教育的ニーズに応 え、各地域におけるインクルーシブ 教育システムを構築することが考え られる。その際、交流及び共同学習

機能の活用が効果的である。また、 特別支援学校は、都道府県教育委員 会に設置義務が、小・中学校は市町: 村教育委員会に設置義務があること から、両者の連携の円滑化を図るた めの仕組みを検討していく必要があ る。(参考資料8:学校クラスター(学) 校群)のイメージ)

⑤地方公共団体は、その責務とし て、インクルーシブ教育システムの 構築に当たり、障害のある子どもた ちの地域における生活を支援する観 点から、地域における社会福祉施策: や障害者雇用施策と特別支援教育と の一層の連携強化といった広い視野 を持って取り組む必要がある。また、 卒業後の就労・自立・社会参加も含 めた共生社会システムを考える必要 がある。通学の利便性の向上のため、 特別支援学校の分教室を設置するな

ど、特別支援教育の地域化を推進し ている都道府県もある。

⑥例えば、障害が重度の児童生徒に 適切な教育を提供するためには、施 設・整備等の基礎的条件の整備、充 分な知識と技量を持った教育スタッ フチームの配置・育成、看護師と教 員が連携した医療的ケアの実施体制 の整備が必要であるが、地域で計画 的に条件整備を進める必要がある。 また、キャリア教育の観点からは、 ソーシャルワーク(人々の生活を社 会的な視点から捉え、その解決を支 援すること)が非常に重要であるが、 それを学校、教員だけで行うことに は無理がある。地域の中で、ソーシャ ルワークの機能をきちんと確保する ことが重要である。

⑦病院に入院した際は、病院にある 学校や学級に籍を移動しなければ教

育を受けることができない。退院す ると地域の学校に戻るということ や、近年は入院が短期化してきてい る現状を踏まえ、現在の特別支援学 校、病院内の学級、病院、地域の学 校のそれぞれの運用を一層柔軟にし ていくべきである。

2. 就学相談・就学先決定の在り方 について

〇一人一人の教育的ニーズを保障す る就学先を決定するため、また、本 人・保護者、学校、教育委員会が円 滑に合意形成を図るため、障害のあ る子どもたちの教育相談は、乳幼児 期を含め早期から行うことが必要。

〇就学基準に該当する障害のある子 どもは、特別支援学校に原則就学す るという従来の就学先決定の仕組み を改め、障害の状態、本人の教育的 ニーズ、本人・保護者の意見、専門

家の意見等を踏まえた総合的な観点 から就学先を決定する仕組みとする ことが適当。その際、本人・保護者 の意見を尊重することとし、最終的 には市町村教育委員会が決定。本人・ 保護者と教育委員会、学校等の意見 が一致しない場合の調整の仕組みに ついて検討していくことが必要。

〇就学先決定後も、継続的な教育相 談を行うとともに、その結果に合わ せて柔軟に就学先の見直しを図り適 切な支援を行っていくことが適当。

〇市町村教育委員会は、障害のある 子ども本人・保護者に対して十分な 相談・情報提供ができる体制を整備 :することが必要。その支援のために 都道府県教育委員会は、専門的な相 談・助言機能を充実・強化すること が必要。

#### (1) 早期からの教育相談

①子どもの教育的ニーズに応じた支 援を保障する就学先を決定するため には、早期から教育相談や就学相談 を行うことにより、本人・保護者に 十分情報を提供し、本人・保護者と 学校、教育委員会が教育的ニーズと 必要な支援について合意形成を図り ながら決定していくことが重要であ る。また、就学前の早期から保護者 が個別の教育支援計画 作成に関わ り、就学先やその後の教育や支援の 在り方が決定された上で、計画の内 容を関係者全員で実行していくべき である。さらに、保護者をはじめと する関係者が連携しつつ子どもの成 長に合わせて随時個別の教育支援計 画を改定し、必要な場合には柔軟に 就学先を見直すべきである。この個 別の教育支援計画は、市町村教育委 員会において責任をもって作成すべ きである。

②乳幼児期から幼児期にかけての専 : ④小学校が就学相談の窓口となり、: 門的な教育が受けられる体制を医 療・福祉・教育の連携の下に早急に 確立することが必要である。特に、 視覚障害特別支援学校、聴覚障害特 別支援学校については、幼稚部以前 の早期からの相談体制、教育体制を 更に充実させることが必要である。 また、今後、発達障害の早期支援も 重要である。

③市町村教育委員会は、就学の相談・ 支援を適切に実施するため、個別の 教育支援計画を作成し、医療や福祉 の関係部局や近隣の特別支援学校、 都道府県の特別支援教育センター 等(都道府県の教育センター特別支 援教育担当部門や市町村の教育セン ターを含む。) と連携・協力出来る ようにするなど、相談・支援体制の 充実に努めることが必要である。

した支援に重点を置くという観点か ら、「就学指導委員会」の名称を改め、 「就学・教育支援委員会」(仮称)等 の名称とすることが適当である。

③学校や教育委員会が自分の子ども を進んで受け入れてくれるという姿 勢が見られないと、保護者は心を開 いて就学相談をすることができな い。学校、市町村教育委員会は、障 害のある子どもを地域で受け入れる という意識を持って就学相談・就学 先決定に臨む必要がある。

④就学時に小学校段階6年間、中学 校段階3年間の学びの場をすべて決 めるのではなく、子どものそれぞれ の発達の程度、適応の状況等を勘案 しながら柔軟に転学もできることを 共通理解とすることが重要である。 学年ごとや学期ごとなどに教育相談

保育所、幼稚園と日常的に連携を行 うことで障害の状態やニーズを把握: している自治体もある。そのため、 就学相談に関する管理職研修を実施: するとともに、住民向けに広報誌で 周知を図っているなどの工夫が見ら れる。また、特別な支援を必要とす る児童生徒への支援を充実するネッ トワークをまとめる機関を設置し、 巡回相談など各種教育相談を実施さ せるとともに、必要に応じて、教育・ 保健・福祉・医療分野の連携を行っ ている自治体もある。これらの先行 事例も参考としながら、相談・支援 体制の充実に努めることが必要であ る。

#### (2) 就学先決定の仕組み

①就学基準に該当する障害のある子 どもは、特別支援学校に原則就学す るという従来の就学先決定の仕組

できるようにしていくことが適当で ある。また、就学相談の初期の段階 で、就学先決定についての手続きの 流れや重要事項、就学先決定後も柔 軟に転学できることを、本人・保護 者に予め説明を行うことが必要であ る(就学先決定にかかるガイダン ス)。このことは、就学後に学校で 適切な教育がなされないといったこ とを原因とした二次的な障害の発生 を防止する観点からも重要である。

⑤就学先を決定するに当たって、就 学先の学習の様子がわからなければ 保護者は判断できない。例えば、英 国、米国においては、行政側が、福 祉、医療など教育以外の情報も含め た適切な情報を保護者に提供し、ま た、他の保護者と情報交換できるセ ンターの設置などの取組を行ってお り、これらを参考に、今後日本にお を行い、必要に応じて就学先を変更 ける保護者への支援の在り方につい が重要である。(参考資料11:児

みを改め、障害の状態、本人の教育 的ニーズ、本人・保護者の意見、教 育学、医学、心理学等専門的見地か らの意見、学校や地域の状況等を踏 まえた総合的な観点から就学先を決 定する仕組みとすることが適当であ る。その際、本人・保護者の意見を 尊重することとし、最終的には市町 村教育委員会が決定することが適当 である。(参考資料9:これまでの 就学に係る制度改正状況、参考資料 10:新たな就学先決定の仕組み(イ メージ))

②現在、多くの自治体で障害の種類・ 程度等の判断について専門的立場か ら調査・審議を行うために設置され ている「就学指導委員会」について は、本人の教育的ニーズ及び本人・ 保護者の意向を尊重するという観点 とともに、早期からの教育相談や就 学先決定時のみならずその後の一貫

て検討していく必要がある。

⑥障害のある子どもの能力を十分発 達させていく上で、受入れ先の小・ 中学校には必要な環境整備が求め られるが、障害の状態、必要とされ る教育的ニーズ、学校、地域の実情 等により環境整備に困難が予想され る場合には、本人・保護者に予め受 けられる教育や支援等について説明 し、十分な理解を得るようにするこ とが重要である。

⑦保護者の思いと子ども本人の教育 的ニーズは異なることもあり得るこ とに配慮する必要がある。保護者の 思いを受け止めるとともに、本人に 必要なものは何かを考えていく過程 が必要である。そのため、市町村教 育委員会が本人・保護者の意見を十 分に聞き、共通認識を醸成すること

#### 童の権利条約関連条文)

⑧市町村教育委員会が、保護者への 説明、学校への指導・助言等の教育 支援を適切に行うためには、専門的 な知識をもった職員を配置するなど の体制整備が必要である。現行の「就 学指導委員会」においても、自治体 によっては、専門家の専門性が十分 ではない、あるいは、単独で専門家 を確保することが困難といった課題 もある。例えば、専門家の確保を他 の自治体と共同で実施することや都 道府県教育委員会からの支援を受け ることも考えられる。

⑨例えば、英国、米国では、就学先 決定について、本人・保護者の意見 と行政の意見が一致しない場合の調 整のための仕組みが用意されてい る。これらを参考に、今後日本にお ける仕組みを検討していく必要があ

4 障害が発見されてから成人するま で確実に指導・支援できるような、 子どもの成長記録や生活の様子、指 導内容に関するあらゆる情報を記録 し、必要に応じて関係機関が共有で きるような相談支援ファイルを作成 し、できるだけ早期に配布・活用す ることが必要。就学先決定、転学、 就労判定する時の一つの大きな情報 になり、関係者の情報共有に役立つ。

⑤社会の中で自立していくための教 育という意味でキャリア教育と特別 支援教育の考え方には共通するもの がある。社会環境の変化が大きく なっていく中、特別支援学校・学級 で行われてきている自立支援、職業 教育や職場体験というものは更に発 : ③就学相談については、それぞれの 展させ、進化させていくべきである。

: る。例えば、都道府県教育委員会が、: その役割を担うことも考えられる。 その際は、十分な専門性や、公正か つ客観的な見識を持つ構成員とする: ことに留意することが必要である。 これについては、これまでの認定就 学の事例を整理することや新たなモ デル事業を実施することにより、各 都道府県教育委員会において、その 事例等を共有していくことが考えら れる。(参考資料12:平成21年) 度における認定就学の状況)

#### (3) 一貫した支援の仕組み

①個別の教育支援計画、個別の指導 計画については、現在、特別支援学 校の学習指導要領には作成が明記さ れているが、小・中・高等学校で学 ぶ障害のある児童生徒については、 必要に応じて作成されることとなっ ており、必ず作成することとなって いない。これを障害のある児童生徒 全てに拡大していくことが望まし

②一部の自治体では、市内在住の就 学を迎える全児童を対象として、就 学支援シートを作成し、それぞれの 学校で保護者と担任等が子どもの学 校生活、学習内容を検討するに当た り、活用しており、このような取組 を拡大することも重要である。

③特別支援学校では、就労支援とし て、個別の教育支援計画を活用し、 小学部・中学部・高等部で一貫性の あるキャリア教育を推進し、卒業後 の継続した支援を行っている。また、 進路指導において、子どもが自分の 進路計画を自ら作っていくというよ うな取組も始まっている。これらの 取組を一層発展させるとともに、特 別支援学校以外の障害のある子ども にも広げていくことが望ましい。

#### 都道府県教育委員会の役割

①障害のある子どもの実質的なニー ズに対応した教育が行われているか を相談・助言できる組織を都道府県 レベルで設置し、一年中いつでも相 談できるような仕組みを構築するな ど、都道府県教育委員会の就学先決: 定に係わる相談・助言機能を強化す る必要がある。

②市町村教育委員会単独で、就学相 談や就学支援に係る専門家の確保がご 困難な場合には、都道府県教育委員 会が専門家を派遣するなどの措置を 講ずる必要がある。また、関係者の ための研修会を都道府県が実施する ことも考えられる。

自治体の努力に任せるだけでは限界

化を進めることが必要である。例え ば、県の特別支援教育センターの職 員が各市町村の就学相談委員となっ て、就学コーディネーターの役割を 果たし、全域をサポートしている例 もある。都道府県教育委員会が行う 市町村教育委員会に対する支援を円 滑にするための措置を講ずる必要が ある。

3. 特別支援教育を推進するための 人的・物的な環境整備について 〇発達障害も含め、特別支援教育の 更なる環境整備が必要。

〇合理的配慮については、今後、障 害種ごとや、ソフト・ハードの両面 から検討をしていくことが必要。

があることから、国は、何らかのモ: 〇特別支援学校と幼・小・中・高等 (4) 就学相談、 就学先決定に係る国・・デル的なプロセスや具体例の共有・学校との間で行われる交流及び共同 学習の推進に当たっては、例えば、:クルージョンを進めることは、結果: 居住する地域の小・中学校に副次的 な学籍を持たせるなど一層の工夫が 必要。

〇特別支援学校のセンター的機能を 一層活用することが必要。

#### (1) 環境整備全般

①現在、小・中学校等においては、 発達障害を含め、一人一人の教育的 ニーズの異なる、様々な障害のある 子どもたちが学んでおり、その環境 整備が課題になっている。指導方法 の充実、人的・物的な環境整備、現 場での意識改革、教員の指導力の向 上等を総合的に進める必要がある。 特に少人数学級の実現に向けた取組 を進めていく必要がある。また、教 育条件の整備のためには、国及び自 治体の財政的な裏付けが必要であ る。環境整備が進まないまま、イン

として教育のダンピング(特別な教 育を必要とする子どもが何らの配慮 もなく通常の学級で学んでいる状態 態)となる危険性がある。

②具体的に地域の現場において、イ ンクルージョンを実現していくに は、基礎自治体の取組が大きく影響 する。その際、教育委員会だけでは なく、財政の観点から首長部局の関 与も重要である。

③校内の支援体制として、教員に加 えて、特別支援教育支援員、スクー ルカウンセラー、養護教諭といった 人材も有効に活用していく必要があ

#### (2) 合理的配慮

①障害者の権利に関する条約第24 条(教育)は、「個人に必要とされ

る合理的配慮が提供されること。」 と規定している。同条約第2条によ れば、「合理的配慮」とは、「障害者 が他の者との平等を基礎としてすべ ての人権及び基本的自由を享有し、 又は行使することを確保するための 必要かつ適当な変更及び調整」であ り、「特定の場合において必要とさ れるもの」であり、かつ、その「変 更及び調整」を行う主体にとっての 負担という観点から、「均衡を失し た又は過度の負担を課さないもの」 をいう、とされている。(参考資料1: 障害者の権利に関する条約条文、参 考資料13:合理的配慮について)

②障害は多様であり、例えば、肢体 不自由についても医学的に様々な状 態があり、それに対する合理的配慮 も様々である。障害のとらえ方とし て、「医学モデル」に「社会モデル」 を反映したICF(国際機能分類)

を用いることも検討する必要があ る。(参考資料14:10Fについて)

③合理的配慮については、教育課程 や支援内容等のソフト、施設・設備 の整備等のハード両面からの議論が 必要である。また、障害種別の具体 的な合理的配慮のイメージについて は、一層の検討が必要である。合理 的配慮が不十分なままでは、子ども たちに適切な教育を行うことができ ない。(参考資料15:合理的配慮 についての特別委員会における意見 等)

4合理的配慮のイメージについて、 一部の教員や保護者、当事者が認識 したとしても、地域における理解は まだ進んでおらず、理解促進のため の啓発活動が必要である。

在、障害のある児童生徒でも、各小・ 中学校は、小・中学校の学習指導要 領に基づく教育課程を編成・実施す る必要がある。通常の学級で学ぶ障 害のある児童生徒一人一人に応じた 特別の指導の在り方について検討す る必要がある。

#### (3) 交流及び共同学習

①障害のある子どもが特別支援学校 に就学する場合、地域とのつながり が希薄になることを懸念する意見が: ある。このため、障害のある子ども が、居住する地域とつながりを深め るため、居住地校との交流及び共同 学習を進めることが必要である。

②交流及び共同学習は、特別支援学: 校や特別支援学級に在籍している児 童生徒が居住地校及び居住地域の障: 害のない児童生徒と活動を共にする

とっては、居住地の小・中学校の通 常の学級において障害のない児童生 徒とともに学習することで地域との つながりを持つことができ、障害の ない児童生徒にとっては、障害のあ る児童生徒とともに学び、多様性を 尊重する心をはぐくむことができ、 共生社会の実現を目指す観点ととも に、子どもの成長にも大きな意味を もつ。

③一部の自治体で実施している居住 地校に副次的な学籍を置くことにつ いては、居住地域との結びつきを強 めるために意義がある。この場合、 居住地校交流を実施する上では、児 童生徒の付添いや時間割の調整など の課題があり、その解決に向けて検 討していく必要がある。(参考資料 16:副次的な学籍について)

⑤通常の学級で指導を行う場合、現 :ものである。障害のある児童生徒に: ④同じ障害種別の者との交流を継続

して体験することも重要であり、例 えば、通常の学級や特別支援学級で 教育を受ける視覚障害の児童生徒 が、視覚障害特別支援学校の児童生 徒との交流を定期的に実施するなど の仕組み作りが考えられる。また、 中学校・高等学校に通っている視覚 障害の生徒と視覚障害特別支援学校 の生徒の両方を対象とし、サマー キャンプ等で学習体験をする実践も ある。その実践においては、先輩で あり現役の企業等で働いている視覚 障害の技術者や学校の先生が講師で あり、それを支えているのが視覚障 害特別支援学校の先生たちや大学の 視覚障害教育にかかわっている人た ちである。

- (4) 特別支援学校のセンター的機能 の活用
- ①特別支援学校は、小・中学校等の 教員への支援機能、特別支援教育に

などについて、今後検討していくことが必要。

#### (1) 教職員の専門性の確保

①すべての子どもに実質的に効果のある教育を実践するためには、まずは受け入れる側の教師たちの専門性を確実にあげ、指導技術を担保することが必須要件である。その際、知識だけでなく様々なスキルをどう高めていくか、そのためには何が必要かということが大きなテーマである。

②特別支援教育の専門性について、例えば、米国や英国で行われているように、高発生頻度障害(発生頻度が非常に高い障害)については基本の情報として、すべての教員が有することとし、低発生頻度障害(視覚障害、聴覚障害、盲ろう、重度・重複等)については担当教員が専門性

関する相談・情報提供機能、障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある幼児児童生徒への施設強備等の提供機能といったとが成の施設が重要な役割を果たすことが求められる。そのため、ぞの専門性の向上にも取り組む必要がある。

②特別支援学校の教員による巡回相談等、小・中学校等と特別支援学校との連携が重要である。特別支援学校も加えた形で地域の特別支援教育の支援体制を面として作っていくことが必要である。また、特別支援学校が、地域にいる障害のある子どもの教育あるいは小・中学校の教員の専門性の確保を担っている都道府県

を高めるという形で、高発生頻度と 低発生頻度を分けて専門性を向上させる取組を日本でも参考にする必要 がある。

ることとし、低発生頻度障害(視覚 ④特別支援教育コーディネーターに 障害、聴覚障害、盲ろう、重度・重 ついては、専門性を持った教員が専 複等)については担当教員が専門性 任で配置されることで、学校全体

もある。

③必要に応じて、分校、分教室の形で設置するなど、都道府県内に特別支援学校をバランス良く設置していくことも方策の一つとして考えると、分校、分教室の方が指導を充実できる可能性もある。小学校に設置している特別支援学校の分教室で、当該小学校のみならず周辺の小・中学校についても支援を行っている例もある。

4. 教職員の確保及び専門性向上のための方策

〇インクルーシブ教育システムの構築のため、教職員の確保や教員の専門性の向上を図るための具体的方策として、大学での教員養成の在り方、現職教職員の研修体系、採用・配置

の教員の資質・能力の向上に指導的 な役割を果たすことが期待できるこ とから、専門性を高めるための方策 について今後検討していく必要があ る。

(2) 教職員の養成・研修・免許

 支援教育関係の単位修得や免許制度 : が最低限身に付けていなければなら: の在り方等について検討される必要 がある。

②都道府県や市町村での特別支援教 育に関する研修をすべての教職員に 必要なものとして実施するか検討が 必要である。まずは、校長等管理職 を対象として、特別支援教育、特に 発達障害に関する研修を集中的に行 うことが必要である。特別支援教育 についての多様な研修とともに、学 級経営、学校経営といった研修にお いても特別支援教育を意識して取り 組む必要がある。他方、多忙な教 員に配慮した効果的・効率的な研 修の実施が求められる。(参考資料 17:教員の特別支援教育に関する 研修への参加状況)

③特別支援教育に関する教職員の資 質、能力としては、すべての教職員

とから、特別支援学校等において、 障害のある当事者の教職員が確保さ れるよう、採用や人事配置について 配慮する必要がある。

**中** 中教育審議会初等中等教育分 科会特別支援教育の在り方に 関する特別委員会における論点整理 に向けた主な意見等

#### 1. 総論

(1) インクルーシブ教育システム (包容する教育制度)の理念・方向 性

〇インクルーシブ教育システムの理 念・方向性については賛成である。 インクルーシブ教育システムと特別 支援教育の最終目的は、いずれも共 生社会の実現であり、同じ方向と言 える。

〇インクルージョンと個別化(スペ シャライゼーション)を両立しなが : 特別支援学級も、通常学級も併存的: 〇諸外国においては、各国がそれぞ

ない特別支援教育の理念及び障害に 対する基本的な知識等や、実際に特 別支援教育に携わる場合に身に付け るべき専門性に関するものを、経験 年次別研修や職務別研修を組み合わ せることにより、身に付くようにし ていくべきである。

4枚内研修により、学校としての専 門性を次に引き継いでいくことが重 要である。国の事業として実施して いる「特別支援教育総合推進事業」 により、校内研修を支援しており、 各学校で抱える様々な課題につい て、特別支援学校や特別支援教育セ ンターが助言、協議する研修を組ん でいる。ただし、校内における研修 は重要であるものの、OJTだけで は、体系的な知識が身に付かないこ とから、研修と実践を効果的に組み 合わせることが適当である。(参考

ら折り合いをつけていく仕組みを 作っていくことが重要である。

Oインクルーシブ教育システムと: いっても、同じ場で共に学ばなけれ ばいけないということではない。一 人一人の教育的ニーズに応じた特別 支援教育により、障害の状態に応じ て、臨機応変に通級による指導、特 別支援学級での教育など色々な形が あって然るべきだと思う。

○インクルーシブ教育システムにお いて重要なことは、対象となる児童 生徒に対して、その時点で最も必要 なニーズに最も的確にこたえる指導 内容を提供できる多様で柔軟な仕組: みを整備することと考える。そして、 その際には児童生徒の障害の重度・ 重複化の傾向なども踏まえれば、信 頼できる情報と正確な知識のもとで

資料18:特別支援教育総合推進事

⑤大学教授や精神科医などの発達障 害に対する専門家が地域にいないと いった現状があり、その対応策とし て、各地域にある特別支援学校が巡 回相談や研修会の実施といったセン ター的機能を果たしていくことも重 要である。

⑥特別支援教育の支援員の活用を図 るということも、各都道府県教育委 員会で行われているが、支援員の質 向上が課題であり、研修を計画的に 実施していく必要がある。

(3) 教職員への障害のある者の採用 ①障害のある児童生徒にとって、障 害のある教職員はロールモデル(具 体的な行動技術や行動事例を模倣・ 学習する対象となる人材)となるこ

に確保されている制度とすることが 必要である。

〇今の学校制度からあまり大きくは 外れないところでインクルーシブ教 育システム構築のために何をしてい くかということが一番現実的であ

〇特別支援学校あるいは特別支援学 級の実践については、課題もあるが、 それなりに障害当事者の児童生徒に 寄り添いながら実績を重ねてきてお り、保護者、当事者の中にも特別支 援学校や特別支援学級ではない制度 を直ちに求める声は多くない。教員 のみならず、地域の障害のある児童 生徒以外の保護者など全体としてま だインクルーシブ教育システムに対 する理解が熟成していない。

力をしているという実情がある。各注金く違ってくるだろうと思う。 国とも理念的なものだけで制度が動 いているということではなく、その 点を十分踏まえながら検討を進めて いくべきと考えている。

〇特別支援教育がスタートして 4 年 目に入り、教員の意識が変わってき たと感じている。

〇学校の教員は、日常的に障害者と 接することが非常に少ない。共生社 会を作っていく時に、日常的に障害 のある人と障害のない人が接触して いく、交流していくという機会を増 やしていくことが非常に大事であ る。障害のある人と接することをど のように増やしていくか。将来、障 害のある人と触れあいの中で育って いった人たちが今後の教育の担い手 である教職員になった場合には、少

がら、大きな枠組みを改善する中で、 場を共にすること、その中で共に育 つ・学ぶ体制を求めていくべきであ る。

〇知的障害、発達障害のボーダーラ インにいる子ども達は特別支援教育 のサービスの対象として抜け落ちる ことがあるのではないか。これは、 障害のカテゴリーに入るか否かで判 断する場合、どうしても生じてしま う問題であり、障害ではなく学習困 難ということで対応することも考え られる。

〇障害のある子どもを最大限に発達 させるとともに、障害のない子ども も最大限発達させることも保障しな ければならない。従って、様々な条 件整備、現場での意識改革、教員の 指導力の向上等々を総合的に進めて いかなければならない。

れの課題に向かって、制度設計の努 なくとも障害に対する見方、意識は

(2)「共に学ぶ」ことについて 〇子ども本位で障害のある子どもの ニーズをできる限り受け止める制度 設計ができればと思う。

○それぞれの子どもが授業や活動に 理解や共感、あるいは参加感を持ち ながら、充実した時間を過ごせて、 生きる力を身につけていけるかどう か、これが最も本質的な点である。

〇障害のある子どもの学びが保障さ れるのが特別支援教育だと思うが、 共に学ぶという理念だけが先行して しまい、結局、通常学級の中で十分 な教育が受けられない、教員の知識 が不足しているといったことで、子 どもが不利益を被るといったことは 避けなくてはならないと思う。

〇国が同じ質の教育を受けられるよ う保障するとともに、財源的措置を 踏まえた都道府県、市町村の自立性 も重要である。

(3) インクルーシブ教育システム と地域性

〇地域の状況に応じた柔軟な選択肢: があってもいいと思う。

〇特別支援教育を進める中で、校内、 教職員の理解は進んでいるが、保護 者や地域住民の理解を得るのは難し い。

〇インクルーシブ教育システムの推 進に当たっては、地域に普段から障: 害のある方がいるということが認知: され、地域の方や保護者の方に理解 されることも重要である。

〇個々の子どものニーズと教育現場 が直面している実情を考慮せずに、 すべての子どもを同じ場に組み入れ て教育を行うことは、形式的な平等 化にすぎず、実質的には子どもの健 全発達、将来社会に参加し市民とし て生きることを困難にする可能性が ある。

〇40人学級制など現在の教育の枠 組みや体制そのものが大幅に改善さ れない状況で、場を共にするだけの インクルージョンを進めることは、 かえって子どもたちの負担が増える だけである。機械的に場を共にする というだけのインクルージョンを進 めても、子どもたちにとっては決し てプラスにはならない。今まで進め られてきた特別支援教育のプラス面 を継承し、マイナス面を検証し、財 源負担も含めた国民的合意を図りな

〇インクルーシブな社会のために は、障害のある当事者がどれだけ社 会に参加できるかというということ が問われる。

〇地域というキーワードの中で、地 方公共団体の責務としてはインク ルーシブ教育システムを進めつつ、 引き続き、障害者支援といった社会 福祉施策との一層の連携を強める広 い視野の中で、インクルーシブ教育 システムを位置付ける必要がある。

〇学籍の話ではなくて、地域生活を 地域でどう支援していくかという観 点も必要である。

〇国内のどの地域のどのような学校 であろうとも等しく達成されるべき ものは何であるかについて議論を行 うことであり、その際、交通アクセ ス、医療、福祉サービスが比較的充 実している都市部の対極にある学校・ も留意すべきである。

- 2. 就学相談・就学先決定の在り方 について
  - (1) 早期からの教育相談

〇就学先の決定については、学校入 学時だけで対応するという考え方で はなく、本当に子どもの教育的ニー ズを保障するためには、現実的には 乳幼児期から必要な支援のあり方を 考える必要がある。

〇子どもの状況の早期発見と、保護 者との就学指導の前提としての早期 発見・相談、早期対応、ネットワー クの構築が必要である。

○乳幼児期から幼児期にかけての教 育相談や専門的な指導を行う体制を

〇障害のある子どもの教育につい て、子ども、保護者のためであるこ とが基本であり、保護者をどれだけ サポートできるかということが一番 大切な問題である。英国や米国では 保護者のためのシステムを作ってい る。

〇英国では、地方行政局が、両親パー トナーシップ・サービスというもの を提供することが義務付けられてお り、保護者の権利、役割、責任を基 に適切で中立的な情報を保護者に提 供するほか、教育以外の必要な情報 について紹介する、法律等を分かり やすく伝える、教師や行政の担当者 と良いコミュニケーションを作るこ とができるよう研修を行う、同様に 学校、地方行政局の担当者にも家族 等について理解するための研修を提 供するといった役割を果たしている
O
就学相談・就学先決定の在り方に
O
現在、認定就学者という形で、小・

医療・福祉・教育の連携の下に早急 も多数存在するという事実について : に確立することが必要である。特に 盲・聾学校については、幼稚部での 早期の相談体制、指導体制について 検討することが必要である。

> 〇視覚障害のある幼児児童について は専門的な指導が欠かせない。一時 点だけでインクルーシブを考えるの ではなく、子どもの長い育ちの中で、 共に学ぶ教育が必要な時期と非常に 専門的な教育が必要になる時期があ

〇早期からの教育相談については、 教育関係者だけでなく、特に福祉の 関係者を含んだ複数での相談をして いく必要がある。

〇教育と福祉が連携した早期からの: 総合支援体制の充実が図られている 自治体もある。

ものがある。

○米国では、両親のための両親研修・ 情報センターという理事の過半数が 保護者のセンターが各地にある。保 護者は、そこで他の保護者との相談 などを通して情報を得た上で学校及 び教育委員会と協力的にコミュニ ケーションをして決定していくシス :テムが用意されている。

- (2) 就学先決定の仕組み (就学先決定)
- 〇「特別支援教育の推進に関する調 査協力者会議 審議の中間取りまと め」の就学先決定についての提言は 大変重要。就学について親の意見を 過分に評価しないでほしい。就学決 定において、就学先の学習の様子が 分からなければ親は迷う。

〇小学校が就学相談の窓口となり、 保育所、幼稚園と日常的に連携を行 うことで障害の状態やニーズを把握 している自治体もある。そのための 管理職研修を年数回実施するととも に、市民向けに広報誌で周知を図っ ているなどの工夫が見られる。

〇特別な支援を必要とする児童生徒 のためのネットワークのまとめ役の 機関を設置し、巡回相談など各種教 育相談を実施させるとともに、必要 に応じて、教育・保健・福祉・医療 分野の連携を行うという形の自治体 もある。

〇就学時の判断と異なる教育措置を とった児童の追跡調査をすると、中 学3年までに約9割が、措置変更を して就学時の判断の就学先に通って いるという自治体の例もある。

ついては、個別の教育支援計画の作 成プロセスに、就学の前から保護者 がかかわることによって行き先を決 め、その内容をもとに、就学後の教 育の在り方、支援の在り方が決まり それを実行するというのが望ましい だろうと思う。そこで保護者の意向 を最大限尊重していく仕組みを作っ ていったらどうか。

〇合意形成の在り方について、保護 者、学校、学校設置者の合意をもと に話し合い、就学先を決定するべき である。

○認定就学制度は、視覚障害のある 児童生徒が通常学級でも点字や拡大 教科書を使うことができるように なってきたという面で、大変意味の ある制度改革だった。

該当する障害のある子どもが入って : いる事例が幾つもあると思う。今後、 認定就学者の事例やデータについて も参考としていくべきである。

〇保護者に説明するための時間が足 りず、就学指導委員会の判断の結果 が機能していない。

〇就学先決定を全て親に委ねるとい うのは、最終的には子どものために ならないと思う。しかし、基本的に は保護者が判断するための情報提供 を最大限に行っていくべきとも考え る。

〇就学相談は、児童生徒の心の可能 性を最大限に発展する、適切な対応 をするという趣旨があるが、併せて 保護者の心情をどれだけ共感的に理 解できるかということも重要であ

障害等についての知識も必要。)の 関わりは必須。視覚認知や作業療法 などの専門家も関わることが望まし い。

〇発達障害の知識を持った医療・福 祉・心理・教育の専門家が集まった 機関の設置が必要であり、当該機関 が全ての子どもの健全発達、将来社 会に参加し市民として活きる権利保 障を踏まえて弾力的に判断すること が望ましい。

〇単独で専門家の確保が困難な自治 体は、共同措置をしたり、他の自治 体に委託している例もある。

〇差別禁止のための条例を定めた自 治体においては、障害を理由とする 不利益な取扱いとして、教育につい ては、「本人に、必要と認められる 適切な指導及び支援を受ける機会を善る。

中学校に特別支援学校の就学基準に る。保護者に教育に関する情報を適 切に提供しつつ、判断を共にしてい: くというプロセスが大切である。

> 〇当事者の意向をどうとらえるかが: 大切。保護者、学校、幼稚園・保育園、 療育関係機関の人たちが、子どもは 何を望んでいるのか酌み取り、皆で これを探っていくのが就学相談の過 程。中学校段階以降では当事者の意 見は必ず聞くシステムが必要である う。本人が納得していく過程が重要 である。

> 〇保護者の思いと子ども本人の教育 的ニーズは確実に違ってくる。保護: 者の思いは決してニーズではない が、保護者の思いは思いとして受け 止め、本人に必要なものは何かを考 えていくプロセスが必要である。

〇保護者との話し合いは大切にする

与えないこと」、「本人もしくはその 保護者の意見を聴かないで、又は必 要な説明を行わないで、入学する学 校を決定すること」の2点を規定し ている。

〇就学先の決定の際に、調整する機 関が必要だということになれば、指 導の専門性と、客観・公正な見識を 持ち合わせる構成員を入れて調整機 関を作っていくということが必要。 これについては、早急にやるのでは なく、モデル事業等を始めて、その 結果を紹介して広げていくのが良:

〇各自治体の地域性があり、学校の 所在地や設置環境が異なっている。 多数の島々や山間地の学校を抱えて いる自治体もあり、柔軟な就学先決 定の仕組みを考えていく必要があ

必要がある。保護者の意見を十分に 聞き取り話し合うことが大変重要で ある。

〇市町村教育委員会が保護者へ説明 したり、教職員に指導・助言をする などして適切な教育支援を行うため には、専門的な知識を持った職員を 配置してアドバイスやアセスメント ができるようにする必要がある。

O①就学判断に関わる人の専門性に 差があり、子どもの発達段階を踏ま えた実質的な教育的ニーズをおさえ られない、②判断に使う検査の課題、 ③情報連携の課題、④インクルーシ ブ教育システムの定義が徹底されて いないという課題がある。

〇就学判断をするときには言語理解 の専門家(言語聴覚の専門家、特別 支援教育スーパーバイザー等。発達

#### (継続的な教育相談)

〇就学時に今後の進路(就学先)を すべて決めてしまってよいのかは疑 問。子どもが中学校で大きく変わる こともある。就学先の決定に小学校 6年間を大前提に決定するのではな く、子どもたちの発達の程度、適応 の状況等を勘案しながら修正を加え ていくことができることを前提と し、毎年柔軟に教育相談の中で就学 先を検討することはできないか。

〇就学先の変更が速やかに行われる 仕組みが必要。就学時には、その学 校に適応していると思われる児童 も、1、2年経つと不適応を起こす 可能性もある。速やかにその子の ニーズに合った学校に変更できるよ うな仕組みを是非作っていただきた 〇入学時に特別支援学校の選択が適 にとって時間も費用もかかり、子ど: 当であったとしても、その後の成長 の過程の中で、地域に戻ることが適 当になった時には、スムーズに地域 に移行できるような転学の相談のス ムーズ化は大変重要なものかと思 う。

〇就学後に就学先の変更がなされる までの間、適切な教育がなされず、 それが原因で二次障害が発生してい るのではないか。就学先の決定だけ を集中的に考えず柔軟な対応が求め られる。

〇英国では、就学先決定についての 紛争解決のため、非公式な方法で話 し合いをして合意に至れるようにシ ステムが用意されている。

〇米国では、就学先決定に対する不 服を裁判で争う場合、親、行政双方

学級・学校で行われてきている自立 支援、職業教育や職場体験というも のは更に発展し、進化していかない といけない。

〇最近のキャリア教育の取組とし て、小学部・中学部・高等部を設置 する特別支援学校では、特に一貫性 のあるキャリア教育を推進するため の枠組みづくりということが行われ るようになってきている。

〇就労移行支援に当たっては、今、 個別の教育支援計画の活用が重要視 されてきており、これを活用して、 特別支援学校は在学中のみならず卒 業後も継続して連携支援を行ってい る。

〇進路指導の実践において、子ども が自分の進路計画を自ら作っていく というような取組なども随分始まっ

もはその間適切な教育を受けること ができない。そこで、そのようなこ とになる前に調整をするシステムと: して「メディエイション」という制 度がある。

#### (3) 一貫した支援の仕組み

〇教育上の指導や支援を幼児期から 大人まで継続的に適切な支援をして いく必要があると考えたとき、「個: 別の教育支援計画」や「個別の指導 計画」は欠かせない。

〇一部の自治体では、就学支援シー トを市内在住の就学を迎える全児童 を対象とし、それぞれの学校で保護 者と担任等がそのお子さんの学校生: 活、学習について、随時これを活用 していくこととしている。

〇出生から就労まで確実に指導・支

ている。支援する観点からも個別の 教育支援計画の作成がシステム化さ れているので、これらの取組、仕組 みというものを一層発展させる形で のキャリアプランの作成が望まれ

〇読み書きだけが困難な子どもが どのくらいいるかを計算すると、 4.5%、47万人いる。就労不安定者 の苦手意識の中には読むのが苦手だ という人が約28%いる。書くのが 苦手、計算が苦手、そういった苦手 意識が最終的には社会に出ていくと きに1つのリスクになっていくとい う現実がある以上、こういった子ど : もたちを確実にすくい上げていく必 要がある。

〇キャリア教育を考えるときに家族 支援の視点は大切である。家族支援: 援していくことではないか。 が必要な場合は、専門性として、ソー

援できるような、子どもの成長記録 や生活の様子、指導内容に関するあ らゆる情報を記録し、必要に応じて 関係機関が共有できるようなファイ ルを作成し、出生届が出されたとき に配布することが必要。就労の際に 一つの大きな情報にもなり、転校し た場合にも情報共有できる。

〇就学支援シートについては、生活 支援シートという形で、生まれたと きから成人までまとまるようにして いる自治体もある。

〇キャリア教育は、社会の中で自立 していくことが困難な人たちのため にという配慮から生まれてきた思想 あるいは運動であり、キャリア教育 と特別支援教育は根っこが同じであ る。キャリア教育の前身は特別支援 教育とも理解できる。社会環境の変 化が大きくなっていく中、特別支援

シャルワークという視点が非常に大 切であり、それを先生が全部自分で やろうとすると、確実にパンクして しまう。そこを地域の中できちんと つないでいけるソーシャルワークの 機能がどこに存在するかという視点 を学校もしくは地域の中できちんと 押さえられているかが重要である。

〇キャリア教育では、家族、保護 者、地域との連携は非常に重要な要 素である。家族は子どもの生涯に影 響を与え、また責任もある。家族支 援を通して家族を育てることとなる ので、家族との連携を学校がどうし ていくかは重要である。また、子ど もは親を選べないが、学校の意味 は、保護者の影響を超えていくと考 える。保護者を援助することは大切 で必要であるが、中核は子どもを支

〇自身は、障害のない子どもと一緒 ... に学び、遊ぶ関係を築く中で、対等 にやれたという感覚を持ちながら 育ってきたのが大きいと思う。もし 特別支援学校に通っていたとした ら、今のように健常者に対して自然 な形で付き合えるようになったかと いうと疑問が残る。全部統合教育が 良いかというとそうではない。どん な道を出ても社会は一つであり、同 じ社会で生きていくためにどういう 道を通るのがその子にとってベスト なのか、ということを意識しながら 議論していきたい。

〇長期間病院に入院する際は、院内 学級に籍を置き、退院した際に地域 の学校に戻る。こういうことが理想 ではあるものの、特別支援学校、院 内学級、病院、地域の学校の運用が 柔軟になっていない。

○具体的に地域の現場で実現してい くには、基礎自治体の取組が大きく 影響する。その際、教育委員会だけ ではなく、首長部局も重要。財政面 を軽視してはいけない。

〇特別支援学校では、地域とのかか わりも含めた個別の教育支援計画を 作成・実践している。これをどう発 展させていくかも、インクルーシブ 教育システムを考える上では非常に 重要なことと考える。

〇特別支援教室構想は、現在、小・ 中学校において通級や特別支援学級 の形で実施している特別支援教育に ついて、障害のある児童・生徒の実 態に応じて特別支援教育を担当する 教員が柔軟に配置されるとともに、 障害のある児童・生徒が、原則とし、十分に環境が整い、制度設計が終

(4) 就学相談、就学先決定に係る 国や都道府県教育委員会の役割 〇就学相談については、それぞれの 自治体の努力に任せるだけでなく、 何らかのモデル的なプロセスや具体: 例の共有化などを検討することが最 優先であり、意義がある。

〇子どもの実質的なニーズが押さえ られているかをしっかりと判断・相 談・検証できる機関を都道府県レベ ルでまず設置すべき。そこで一年中 いつでも相談でき、それがきちんと 教育現場に返っているかを検査し、 専門家による検査が行えるようにす ることが大事。子どもの実質的ニー ズを、保護者が必ずしも的確に表現 できるとは限らない。

〇就学相談や就学支援に係わる関係 者の研修について、都道府県が実施 すべきである。

の場で適切な指導及び必要な支援を 受けることができるようにするもの: である。

○通学の利便性の向上のため、特別 支援学校の分教室を設置し、特別支 援教育の地域化を推進している都道 府県もある。

#### (2) 合理的配慮

#### (合理的配慮全般)

〇障害のある子どもを小・中学校で 教育するための環境・施設・設備が: 整っていなければ、理念だけが先 走ってしまいがちになり、現実的に は子どもたちも教職員も、それぞれ の子どもの能力を十分発達させてい :くことが難しくなる。

〇合理的配慮の実施にあたっては、

〇特別支援教育センターが各市町村 の就学相談委員となって、就学コー ディネーターの役割を果し、全域を サポートしている都道府県の例もあ

3. 特別支援教育を推進するための 人的・物的な環境整備について

#### (1) 環境整備全般

〇現在、小・中学校においては、発 達障害の児童生徒に対する指導が課 題になっているが、まだまだ人的整 備が進んでいない状況である。

〇特別支援教育は進んでいるが、ほ とんどは各学校、教員の努力に頼っ ているが、人的整備を含めた様々な 条件整備、現場での意識改革、教員 の指導力の向上等々を総合的に進め る必要がある。

では、子ども達が不便な思いをする ことになる。

○教育条件の整備と財政との関係は 大きく、教育条件の整備のためには、 財政的な裏付けが必要である。

〇障害のある人、子どもに対しては、 配慮しなければならないが、障害の ない人、子どもたちの関係も考慮す る必要がある。

〇差別、間接差別、合理的配慮を整 理するのはなかなか難しいかもしれ ないが、この点を踏まえて議論する 必要がある。

〇具体的な合理的配慮のイメージに ついて、より一層、この委員会を含 めて提案していかないと、一部の教 員や保護者、当事者が認識したとし て通常の学級に在籍しながら、特別 : わってからでないと、不十分なまま: ても、まだ地域全体の理解のための 啓発が必要である。

〇具体的に合理的配慮を進めていく 時の基準をどう示していけばいいの か。特別支援学校や特別支援学級と いう実践を踏まえて、それと同等が 良いのか、違う形を提案していくの が良いのか。

〇合理的配慮というのは社会モデル の考え方に基づいており、障害者の 問題というのは、障害者が幾ら頑張っても頑張り切れない、社会の側 の環境を変えていくことによって問題解決する、あるいは障害を削減できるということである。

〇ハード面の整備だが、これはお金 の問題が大変だが、逆に単純な問題 である。より本質的な問題はソフト 面であろう。ハード面ではなく、ま ず、ソフト面の議論をしないといけ

なる。対象児の中には、小学校中学年あるいは中学校入学を機に特別支援学級への学籍移動や特別支援学校への転学を希望する例が見られ、その理由として、学習進路や学習内容への不適応が挙げられる。また、厳しい財政事情の中、学習支援室の設置や配置教員等の財源をどう確保するかが課題となっている。

〇知的障害のある児童生徒への配慮 事項として、一人一人の障害の状態 等に合わせたきめ細かい「オーダー メイド」の教育課程が必要である。

〇知的障害である子ども一人一人に応じた、その個別性に応じた目標、 内容、方法を設けることを可能とする教育課程が必要であり、教育課程 編成自体が知的障害のある子どもに とって重要な合理的配慮の一つという認識ができるのではないか。 ないと思う。

〇障害種ごとに合理的配慮は大きく 異なる。

〇日本においては、高発生頻度障害 (発生頻度が非常に高い障害)が通 常学級の中であまり特定されないま ま中に入れ込まれてしまっているというのが問題。通常学級に既にいる たくさんの支援を必要としている子 どもたちへの高発生頻度障害への度・ 重複等の低発生頻度障害(盲ろう、重度重複など)の専門性の養成及必 維持については、別々な検討が必要 なのではないか。英国や米国においては、分けて進められている。

(ソフト面)

〇障害のある子ども、ない子どもが 一緒に勉強する上で、垣根をなくす

〇教育現場の体制整備として、校長 や教員のマネジメント能力の向上、 情報共有の制度化などが必要であ る。

ためのカリキュラムを含め、意識を 変えていくためのカリキュラム作り が必要である。

〇小・中学校で自立活動の指導を可能にするため、「特別な指導」の教育課程上の位置付けを明確にする学習指導要領の改訂が必要である。

ら、そのための教育課程というのは 示されてない。

 いる。

〇合理的配慮については、日々の教育の場で提供するもののほか、全国で行われる共通試験を実施するときに提供するものを整理していくことが必要と思う。米国では、試験においては、その結果がその合理的配慮は、その結果がその合理的配慮は、あくまで試験を受けることのアクセスを容易にするもので、試験のパフォーマンスのプラスにならないものとすることが必要とされている。

〇英国では、学校についての差別がある子どものある子どものある子どものある子どものがある子どものがあるでは、学障害のあることでは、学障害のあることであることである。とを書に日常的ながないでは、かいいでは、かいいる。

〇知的障害を伴う自閉症の子どもが 見通しを立てながら生活を送ってい くためには、まず入れる情報の数を 制限するというのは、一番大切な合 理的配慮ではないか。小学校、特 に学級の中の環境というのは、自閉を伴う子どもにとって苦痛を伴うと言ってもおかしくないような、たくさんの情報にあふれた環境になっており、ある程度情報が制御されたような状態を事前に整えなければいけない。

〇国は、ろう学校教員が手話言語を 習得し、指導するための教材を開発 し、全てのろう学校に無償で配布す ること、ろう学校教職員の手話言語 力、手話指導力及び学習指導力を習 得するために研修制度を実施しその 普及に努めることが必要である。

#### (ハード面)

〇通常の学級では介助員など様々な 人材が必要になる。また、高学年に なると全体での学習が難しくなって くる。

〇安全管理や情報保障のための支援 員の配置が必要である。

〇支援員に加えて、巡回アドバイ ザーとして、小・中学校を巡回して 指導する教員を配置している都道府 県の例もある。

〇教育現場の体制整備として、クールダウンスペースの設置、リレーションルームの設置、学習スタイルの多様化を踏まえた教科書・副教材の提供、情報保障としての図書室/図書館の充実、校外委嘱等アウトソーシングなどが必要である。

〇指導と一体化させた教材教具の普 及が必要である。

〇環境整備については、特別支援学 スタッフチームの配置・育成、看護校の状況が大変厳しい。充実した特 師と教員が連携した学校における医別支援教育を保護者が期待して、特 療的ケアの実施体制の整備が必要で

別支援学校を希望する場合が増えて きている。

〇肢体不自由や病弱のある児童生徒への配慮事項として、バリアフリー環境の整備、外部専門家と連携した専門的指導が必要である。また、医療的ケアを必要とする児童生徒については、安心して通学できる環境が整った特別支援学校でなければ生命の保障すらならず、濃厚な医療や全面的な介助が必要な児童生徒の教育の在り方については、現実を直視した合理的配慮の検討が必要である。

○重度心身障害児への適切な教育が 行われるためには、学校での適切な 空間的環境などの基礎的条件の整 備、充分な知識と技量を持った教育 スタッフチームの配置・育成、看護 師と教員が連携した学校における医 療的ケアの実施体制の整備が必要で ある。

〇重症心身障害児の教育上の配慮について、医療的に重度だから特別支援学校ではならなくてはならないということではなく、通常の学校でも十分進められるべき。ただ、全国的に費用について制約がある中で、このような子どもたちが学校に通えるためにはシステムとして、いままでの体制で進められてきたことが継承されるべきである。

〇視覚や聴覚に障害のある児童生徒への配慮事項として、点字・手話等のさまざまなコミュニケーション手段の保障及び早期からの教育、障害に配慮した学習環境の整備、同じ学習環境で学ぶための一定程度の集団の確保、専門的指導・支援のための設備・機器の整備が大切である。

〇ろう児には集団性が担保されるろ う学校が最も適した環境であり、ろ う学校を制度的に整備することが必 要である。そのためには、①集団生 活における言語力及びコミュニケー ション力を育成するシステム(教職 員等の手話言語力、手話指導力、学 科指導力の向上のための研修、評価 など)、②インクルーシブ社会にお ける個々の役割と活躍が期待され、 自らの障害を認識するシステム(原 則としてろう学校に主籍、地域の 小・中学校に支援籍を置き地域の子 どもとして学習するなど)、③地域 社会とのネットワークを築き、地域 社会に貢献し、インクルーシブ社会 を推進するシステムの構築が必要で ある。

(3) 交流及び共同学習

〇交流及び共同学習は、特別支援学

ある。

〇副次的な籍については、無理のな い交流の機会としてうまく使えば障 害のある児童・生徒と障害のない児 童・生徒のお互いの交流を深めたり 進めたりすることができる機会では あるが、現状では、その移動、通学 が保護者の負担となっている。寄宿 舎に入っている場合もある。また、 教育課程上の問題としては、両校で 時間割りの調整も必要である。

〇交流及び共同学習を進める上で、 人的な支援が重要であり、社会福祉 協議会と特別支援学校が連携するこ とが必要である。

〇小・中学校の通常の学級に在籍し ている発達障害などの特別な教育的 ニーズのある児童生徒が、日々の学 :

· 校や特別支援学級に在籍している児 · 童生徒が居住地の小・中学校の通常 の学級において学習を行うもので、 特別支援学校や特別支援学級に在籍 している児童生徒は、その障害に応 じた専門的な教育を受けることがで きる一方、居住地の小・中学校の通 常の学級において支援籍を取得し、 障害のない児童生徒とともに学習す ることで地域とのつながりを持つこ とができ、障害のない児童生徒に とっては、支援籍学習で障害のある 児童生徒とともに学び心のバリアフ リーを育むことができると考える。

〇共生社会の実現を目指す観点か ら、交流及び共同学習の意味という のは子どものキャリア形成にも非常 に大きな期待があると考えており、 子どもがお互いに学び合ったり、気 づき合ったり、教え合ったりすると いうような関係の深まりというのが

わりが持てる一方、その教育的ニー ズに応じた専門的な教育を特別支援 学級で受けることができることした 都道府県の例もある。

〇小・中学校の通常の学級や特別支 援学級に在籍している児童生徒は、 日ごろから地域社会の中で生活をし ているので、地域とのつながりは強 いと考えられる一方、個々の障害や 特別な教育的ニーズに応じた専門的 な指導が必要となった時には、小・ 中学校の中で学習を受けるだけでは 不十分なこともあり、特別支援学校 において、その障害等に応じた必要 な学習をすることができるとした都 道府県の例もある。

: 〇地域で夏休み、土曜日・日曜日を 過ごすこともあり、インクルーシブ 教育システムの中に地域生活も含め 校生活の中で地域や同級生とのかかに大考え方をとり、それで居住地では

実現でき、非常に重要なことである。

〇「副籍」の全国的な実施がノーマ ライゼーションの段階的な第一歩で ある。このような制度を各地域で展 開していく中で、具体的な課題や 色々な実施状況が見えてくるのでは ないか。

〇居住地校との交流及び共同学習に より、居住地校の児童生徒、教職 員、保護者の障害のある児童生徒に 対する理解の深まりが見られる、ま た、事業趣旨についての理解度が高 い学校は交流が活発になり、かつ有 効な活動が見られる、さらに、担任 が居住地校学習に付添で行く場合、 残された児童生徒の教育活動のため の後補充講師の配置をしている都道 府県の例もある。ただし、学年が上 がるにつれて、どのような活動内容 を設定するかが難しいという課題も

色々な交流ができるような支援計画 を作成していくのも一つの方法であ る。

〇同じ障害者の集団を体験する必要 性があり、例えば「逆副籍」として 盲学校との交流を定期的に実施する などの仕組み作りが必要である。

〇中学校・高等学校に通っている視 覚障害の生徒たち、及び盲学校の生 徒たち、両方対象とし、サマーキャ ンプのような形で募集し、特に理科 系の科学、数学といった学習体験を する。なおかつ、講師は先輩であり 現役の視覚障害の企業で働いている 技術者、支援技術の開発企業に勤め ている人や学校の先生であり、それ を支えているのが盲学校の先生たち や大学の視覚障害教育にかかわって いる人たち、といった実践もある。

(4) 特別支援学校のセンター的機能 考えても間接的な支援の内容も濃く の活用

〇特別支援学校のセンター的機能に よる巡回相談等、小・中学校等と特 別支援学校との連携が重要。特別支 援学校を中心とした地域での支援体 制を作る中で、専門性を高めること が重要である。

〇各特別支援学校においては、真摯 にその指導技術の向上に取り組み、 自校の児童生徒だけでなく、地域の 小・中学校等への巡回相談を行うな ど、センター的機能も発揮しており、 特別支援教育に関しても最も高度な 専門性を有する教育機関としての特 別支援学校の存在意義は、これから ますます大きくなると考えている。

〇小規模でも良いので、なるべく地 域に特別支援学校を設置することは 必要ではないか。先生の移動などを

〇専門性について、米国や英国で行 われているように、高発生頻度障害 については基本の情報としてみんな が有することとし、低発生頻度障害 については専門性を高めるという形 で、高発生頻度と低発生頻度を分け て専門性を向上させる取組が日本で も必要である。

〇教職員の専門性とは、障害種別に 特化した指導力と考えられるが、現 状では、子どもたちは重度重複化が 顕著であり、多様な要求に応えてい くことが必要。

○障害種ごとの専門性の確保として は、教員がすべての専門性を担うの ではなく、特に医療的ケアの問題の 場合は指導医等との協力、それから 外部専門家の協力いただき、教育活 動も進めていくということも必要で ある。

なってくるのではないかと思う。

〇分教室の運営については、学校運 営の工夫が求められる。運営の仕方 によっては非常に良い取組が生まれ る形態である。都道府県の実践例と して、小学校に設置している特別支 援学校の分教室では、当該小学校の みならず周辺の小・中学校について も支援を行っている。教育活動では 可能な行事は一緒にやっており、地 域の方に認知される取組になってい

○特別支援学校のセンター的機能に∷ より、地域にいる障害のある子ども あるいは小・中学校の教員に対し、 聴覚障害特別支援学校、肢体不自由 特別支援学校等が定期的な指導を行 うなど専門性の担保を図っている都 道府県もある。

〇担任だけで、障害の重い子どもを 受け入れるのは難しい。校内の特別 支援学級担当教員から指導内容・方 法について助言を受けたり、教育委 員会から加配を受け、担任が主体と なって校内の委員会等で十分議論を 重ねて対応を考えていくべきであ

〇専門性を持った教員が専任で配置 され、コーディネーターとしてき ちっとやっていくことが、教員の資 質・能力の向上に関わってくる。

〇担当教員が短期間で異動すること は大きな影響を生ずるため、各地方 公共団体の判断により、特別支援学 校としての障害種ごとの専門性の確 保を考慮しつつ、同一校における教 員の在職年数の延長、それから適切

〇全盲生徒を中学校で受け入れてい る自治体では、ハードの整備、点訳 の有償ボランティア、歩行訓練士の 確保をしているものの、常勤は難し いので、盲学校から定期的な支援を 得ている。

- 4. 教職員の確保及び専門性向上の ための方策
- (1) 教職員の専門性の確保

〇教員の専門性を向上させることが インクルーシブ教育システム、特別 支援教育の理念を実現することと考 える。

〇校長、教員の意識改革をして専門 性を高めなければいけない。

行うことが求められる

〇様々な状況の子どもへ対応するた めには、教職員の質の向上と支援体 制の確立は不可欠。指導する幼児児 童生徒を育てるばかりでなく、教職 員のメンタルケアのためにも必要で ある。

〇専門性の確保について、取組の成 果をどのように検証していくかが重 要。研修の結果として特別支援教育 の質、あるいは学級経営にどのよう に反映されているかが重要である。

〇専門性の中で最も重要なのはファ ミリーサポート、家族支援になると 思う。いわゆる家族支援を重要な形 として位置付けるべき。教育は育ち の中の1つであり、特別支援教育の 個別の教育支援計画は、教育だけで - な異動など弾力的な人事上の配慮を - なく、福祉とか、労働とか、さまざ

り、地域との連携といった制度・仕 組みについても、一定の基本的な知 識を持っておく必要がある。

〇特別支援教育の支援員の活用を図 るということも、各都道府県教育委 員会で行われているが、支援員の質 向上が課題である。

〇大学との連携により、校内研修に おける専門的な指導や院生・学生の ボランティアが放課後の学習支援教 室に協力してもらっており、こう いった取組を全国の小・中学校で可 能となるようにしていかないといけ ない。

○教員の専門性の確保が現在の特別 支援学級設置校の大きな課題。子ど もたちが通常の学級に入った時に、 彼らの学ぶ権利が今以上に充実した

の校長が、特別支援学級の担当教員 には特別支援学校の教員の免許状が 必要であると回答している。全国的 には21年度、小・中学校合わせて 31.6%の保有率である。特別支援学 校の免許状ではなく特別支援学級の 免許状ということも考えられる。「特 別支援学級担当者に対する特別支援 学校や特別支援学級での指導の経験 の必要性」については、78%の校長 が経験が必要と回答している。校長 として、特別支援学級の各担当者に 望むことは、第一に専門性の中の人 間的なもの、第二に、特別支援教育 に関する知見、あるいは障害そのも のについての知見、第三に、保護者 や同僚との人間関係をうまく保てる ような、そんな社会性を持った教員 と回答している。

○管理職が特別支援学級の担任には :(2) 教職員の養成・研修 免許を持っている者を優先するとと (教員養成について)

まな分野との連携が前提になってお ものになるのかは大きな疑問。その 実現のためには、体制、財政の整備 について議論を進める必要がある。

> 〇特別支援学級については、特別支 援学校教諭免許状保有者や特別支援 学級担当となってから免許状を取得 した者が継続して携わること、教職 大学大学院、独立行政法人国立特別 支援教育総合研究所との連携、放送 大学の活用など幅広い取組により専門 門性を確保している都道府県の例も ある。

〇特別支援学級の設置、通級による 指導の担当者の加配が課題となって いる。特別支援学級に在籍する児童・ 生徒の障害の重複化に伴い、特別支 援学級の担当者による通常の学級へ の指導など弾力的な運用が困難に なっている状況もある。また、特別 支援学級の担当者が特別支援教育に

もに、担当者も自己努力することで、 保有率は高まる。

○特別支援学校の中にも知的障害が あって学習障害があるとか、重複障 害の方は多くおり、特別支援教育を 専門にする教員は、発達障害のこと を抜きには語れない。

〇仲間がいて、自分たちの存在を全 面的に肯定してくれるような他者が いる場所というのは、子どもたちに とって重要な場所。しかし、今の盲 学校では、その機能が色々な意味で 劣化してきている。まず、集団教育 が成り立たなくなってきており、専 門性を持った教員も減ってきてい る。

関する校内研究を推進している場合 も多いものの、通常学級との指導上 の連携を図るためには、さらに高い 専門性とコーディネーターの役割が 求められる。これらに伴い担当教員 の育成が大きな課題となっている。 また、特別支援学校と特別支援教育 センターとの連携について検討が必 要である。

〇全国特別支援学級設置学校長協会 と独立行政法人国立特別支援教育総 合研究所による特別支援学級の設 置学校を対象にした調査によれば、 「特別支援学級担当者に特別支援学 校での教職経験がある学校」は約4 分の1、また、「特別支援学級を担 当した経験年数について」は、55% の教員が 🛭 年から 5 年までの特別支 援学級での経験しかない。さらに、 「特別支援学級担当者の特別支援学 校教員免許の必要性について」74%

〇通常一般の教員免許を取得する際 にも、特別支援教育についての学び の機会というものがあったほうがい

〇今後、通常学級の担任も当然、特 別支援教育に関しての何らかの専門 性が必要。特別支援学級や、通常学 級に在籍する発達障害の子どもたち に関係するような免許状を別のルー トで作る必要があるかと思う。全て の教員が持っているというのがこれ からの特別支援教育を進める上で非 常に重要な教員の専門性になるので はと思う。

〇特別支援教育の確かな専門性の向 上のためには、特別支援学校だけで はなく、通常の幼・小・中・高等学 校にも専門性を有する人材の配置が 必要である。通常の学級においても 支援の必要な児童生徒がいることが

明らかになっている。通常の小・中・〇米国、英国では、分離型の特別な 学校、特別支援学級、通級による指 導、あるいは通常の学級における指 導に適したような教員免許状に変更 するべき。特別支援教育教諭免許状 にすることによって、例えば大学に おけるカリキュラムにおいても、特 別支援学校のようなカリキュラムで はなく、通級における指導や通常の 学級における発達障害等のある子ど もに対する指導も意識したようなカ リキュラムができると思う。

〇特別支援学級の教員の専門性の担 保として、教員の自主的な研修によ る資格取得を認めることも考えられ るのではないか。特別支援学級の担 当だからといって、多忙な教員が特 別支援学校教諭免許状を必ず取らな ければいけないとすることは疑問で ある。

て勤務時間を1日15分短縮するこ とが求められている。年間では50 時間にもなる。そのような中、どう やって研修を入れていくか。第三に、 現在の学校教育に対する課題は、新 教育課程への対応、小学校では英語 活動、情報化への対応、キャリア教 育、日本語の話せない児童生徒への 問題、どれも研修が求められる。

〇国の事業として実施している「特 別支援教育総合推進事業」により、 校内の研修を支援するという方法を 取っている。各学校で抱える様々な 課題について、特別支援学校や特別 支援教育センターが助言、協議する 研修を組んでいる。

〇〇JTの形で、普段の業務を務め ながらその中で研修ができていく、 といったことを今後考えていく必要 があるのではないか。

場での特殊教育のための教員養成 と、通常学級の中で障害のある子ど ものニーズに対応したり配慮したり していく教員養成は同じではない。 特に幼少時、3歳から10歳までの: 早期教育及び小学部低学年の免許 は、特別支援教育と通常教育の両方 を取得せざるを得ない。また、その 実習は通常学級の中で多く行うこと になっている。日本も、このような ことについて検討していく必要があ る。

○ヨーロッパ等では、教員養成にお いて、早期支援と家族支援の考え方 が最初の重要なカリキュラムとして 位置付けられている。

(教職員の研修について)

〇都道府県や市町村での特別支援教 育に関する研修は全ての教職員に必

〇校内の研修により、その専門性を 次に引き継いでいくということで、 各学校は非常に校内研修に力を入れ ている。

〇特別支援学校は、各学校で、専門 研修を継続してやっていくというの がまず基本であり、教育委員会、国、 大学、その他外部機関がやっている 研修に参加していく、という形であ る。

〇特別支援教育センターを設置し、 教育相談、就学相談、教員研修など を担い、積極的に特別支援教育の理 解、啓発を行っている都道府県の例 もある。

〇大学教授や精神科医などの発達障 害に対する専門家が地元にいないと いった現状があり、その対応策とし わせることにより、これからの資質

要。理論だけでなく、実習を通して 子ども達への対応を実感できるもの もある。多様な特別支援の研修が重 要である。

〇インクルーシブ教育で一番重要な ものはマネジメントである思ってい る。如何にすべての子どもに平等な 教育を行っていくかを考えた時に、 問われるのは学校長、各担任レベル が有している学級のマネジメントカ だと思う。そのため、エビデンスベー スの学級のマネジメントを指導する ような研修、プログラムを導入する 必要があると思う。

〇効率的で有効な研修をすることが 重要である。現職の教師の資質を向 上するには研修は大きな方法である が、現状を踏まえて行うべきである。 第一に、教員の多忙感が非常に強い、 第二に改正労働基準法の施行によっ

て、各地域にある特別支援学校が巡 回相談や研修会の実施といったセン ター的機能を進めている都道府県の 例もある。

〇県総合教育センターが毎年計画的 に離島を訪問して行う移動研修講座 を実施している。離島の教職員が総 合教育センターまで来ると前泊と後 泊が必要になることから、移動研修 講座は参加者の負担軽減や参加の容 易さという面で配慮している。

〇特別支援教育に関する教職員の資 質、能力としては、すべての教職員 が最低限身につけていなければなら ない特別支援教育の理念や障害に対 する基本的な知識等と、次に、実際 に特別支援教育に携わる場合に身に つけるべき専門性に関するものを経 験年次別研修や職務別研修を組み合

が身に付くようにしている。

用

学校でも障害のある当事者の教員が 大事なものになる。障害のある教職 あまりにも少ないと思う。そのよう 員の配置を積極的に広げていくこと な教員たちの教え子が社会に積極的が必要である。 に参加できる社会をつくるならば、 当事者が教育の中で活躍できるかた ちをバックアップしていく役割があ るのではないか。

○障害のある児童・生徒のロールモ デルであり、かつ学校卒業後の社会 生活への道先案内人となるべく、同 じ障害のある教員、支援員、職員を 特別支援学校、特別支援学級、寄宿 舎あるいは障害のある児童生徒が在 籍する一般学級のある学校に一定数 配置することが必要である。

: 〇障害のある子どもがロールモデル となる障害のある先生の話を聞くと (3) 教職員への障害のある者の採 いうことができるということは、親 にとっても、将来、自分の子どもが 〇日本では、地域の学校、特別支援 育っていく姿を考えるときに非常に



平成22年度 善意銀行助成金による 自閉症児者と共に楽しむスポーツ・体操教室 主催 特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

# スポーツ教室と ふれあいフレッシュ体操のご案内

障がいのある人も ない人も

自閉症の人もそうでない人も

みんなで過ごす ひとときを!!

フライングディスクや サーキット運動など 楽しみながらのスポーツ教室と イラスト:渡邊カ斗くん音楽に合わせて体を動かしたりの 盛りだくさんのプログラムを用意しています。

\*11月27日の場所が変更 : 奈良県心身障害者福祉センター 体育館

日時	プログラム	場所
①8月28日(土)		
②9月25日(土)	9:30 (受付)	県営福祉パーク 多目的運動ホール
③10月31日(日)	10:00~ 10:50	(冷暖房あり) 講師 櫻井 祥二
④ 11月27日(土)	11:00 ~ 11:50	11月のみ 田原本福祉センター
⑤ 1月16日(日)	ふれあいフレッシュ体操	講師 木村 由子
⑥ 2月6日(日)		

申込み・問い合わせ先 TEL・FAX 0744-33-5851

E-mail hajime. 1216@nike. eonet. ne. jp 櫻井

\*参加希望の方は 必ず申し込みをお願いたします。

途中から参加希望される方は、人数の都合によりお受けできない時がありますので、ご了承ください。

- \*年齢は問いません。
  - \*講師・会場の都合により、日時・場所の変更もあります事をご了承ください。
  - \*参加の場合は、必ず付き添いの方をお願いいたします。
  - \*兄弟参加もOKですが、保護者の責任の下、よろしくお願いいたします。

FAX(電話でも可) 0744-33-5851 メール hajime. 1216@nike. eonet. ne. jp スポーツ教室とふれあいフレッシュ体操申し込みいたします。

参加者氏名	年齢 所属
〒	
住所	TEL

\*〇をつけて下さい。

ー緒に参加される方 家族( 父・母・兄弟・ その他) ヘルパーさん \*参加される方は 運動しやすい服装でお願いたします。

平成22年度 赤い羽根共同募金助成金事業

自閉症理解の為の映画上映会&講演会



# 星の国から孫ふたり



主催 特定非営利活動法人奈良県自閉症協会

文部科学省選定作品、厚生労働省社会保障審議会推薦児童福祉文化財、

#### ~「自閉症児」からの贈りもの~

ノンフィクション作家門野晴子さんが米国で暮らす自閉症の孫2人との触れあいを描いた『星の国から孫ふたり』 ─バークレーで育つ「自閉症児」─を映画化した、槙坪夛鶴子監督7作品目の「星の国から孫ふたり」を映画上 映することになりました。療育や支援のヒントもちりばめてあり、自閉症という見た目にはわかりにくい違いの ある子ども達のことを知らない人にも理解してもらえる、わかりやすい映画です。たくさんの方に観ていただき たく2回上映いたします。是非皆様お誘いあわせの上、都合のよい回にお越しください。

平成22年12月26日(日) 日時

10:00~開場 受付開始 午前の部

10:20~槙坪監督舞台挨拶

10:30~1回目映画上映(上映時間95分)[字幕付き]

13:00~開場 受付開始 午後の部

13:20~槇坪監督舞台挨拶

13:30~2回目映画上映(上映時間95分)

15:15~槇坪監督「共に生きる」講演会(40分)

映画上映開始時間等若干の変更があるかもしれません。

奈良県文化会館 小ホール 場所

**〒** 630-8213 奈良県奈良市登大路町6-2 /

TEL: 0742-23-8921 FAX: 0742-22-8003

駐車場は収容台数が限られておりますので、なるべく公共交通機関でお越しください。

近鉄奈良駅から 1番出口を出てそのまま東へ徒歩約5分(奈良県庁の手前、西隣))

JR奈良駅から奈良交通バスにて「県庁前」バス停下車北西へ徒歩2分

定員 300人

無料 (カンパ箱を設置していますので、ご協力よろしくお願いします。) 参加費

申し込み不要 当日受付しますので直接会場にお越し下さい。

★ただし事前に申し込みをいただいた方にはお席の確保をいたします。

万が一、満席の場合は事前申し込みの方が優先になります。

お問い合わせ・申込先 上島 FAX 0744-33-4755

> FAX 0742-71-4088 光野

> > メール nahi-kon@m3.kcn.ne.jp







平成22年度独立行政法人社会福祉医療機構助成 「発達障害児者の権利擁護と生活支援環境整備事業」

特定非営利活動法人奈良県自閉症協会 主催

#### 自閉症の理解と支援の為の連続講座

# 第4回 「自閉症の理解と支援 ~司法の立場から」

#### 講師 辻川 圭乃氏 (弁護士)

日時 平成22年 12月4日(土) 13:30~16;00(13;10受付)

場所 奈良市男女参画センター あすなら 大会議室市民活動部 人権文化推進室 男女共同参画課 奈良市三条本町8番1号 JR 奈良駅 西出口すぐ

電話(0742-34-1525) danjokyoudou@city.nara.lg.jp

◇辻川圭乃(つじかわ たまの)先生 (辻川法律事務所 大阪弁護士会所属)

地域の中で暮らせるよう擁護、パンフ作りイラストなどで紹介

例えばコンビニエンスストアで、商品を乱暴に扱ったり並び替える▽キョロキョロしてレジの前でもじもじしているーー。「こんな人がいた時は、やさしい言葉でゆっくりと話しかけて」プロテクション・アンド・アドボカシ―大阪(P&A大阪)が作成した、知的障害などを抱える人たちの行動の特徴をイラストで分かりやすく紹介し、コミュニケーション法を伝えるパンフレットは大きな反響を呼び、全国に広がっている。「大阪人気質か、思いついたらまずやってみるのがモットー。障害のある子を持つお母さんたちにも『こういうのが欲しかった』と歓迎された」

プロテクション(権利擁護)・アンド・アドボカシー(代弁)とは、「障害者本人の力を引き出して守る」との意味。

米国などでは、障害者を施設に閉じ込めるのではなく、地域の中で暮らすという考えが主流で、日本でも定着し始めている。しかし、障害者は物事を理解したり表現する力が弱いため、犯罪の被害者になったり、逆に「加害者」にされてしまうことも多いという。そんな状況を改善しようと啓発活動などに取り組んできた。 0 1 年 6 月、障害者団体が発行する雑誌の呼びかけで、弁護士仲間らと米国へ障害者支援の取り組みを視察に行き、行政も含め支援が手厚いことに驚いた。約5カ月後に P & A 大阪を発足させ、作成したパンフレットをコンビニや鉄道会社、警察署などに配ったり、障害者を対象に自分の身を守るためのワークショップを開いている。「身体障害者につえやスロープが必要なように、知的障害者が地域で暮らすには周囲の理解が不可欠なんです」

参加費 1,000円 定員 120名 申し込み無しでも当日参加可能です。

問い合わせ・参加申し込み 事前質問申し込み先

 $TEL \cdot FAX = 0.742 - 36 - 0.205$  asj\_nara\_oomiya@yahoo.co.jp

☆事前に辻川先生への 質問の事前受付を致します。

ふり	がな					性別・:	年齢	会員	員の有無
名	前				男・	女(	)歳	会員	非会員
TEL/FAX					mail	address	(携帯可)		
所属先		あなたの	お立場を	教えて下さし	。保護者	・家族・	教育関係者	・福祉関係者	・その他
2	₹ 支援し	している人	の(対象)	年齢 (	)歳	$\stackrel{\wedge}{\mathbb{A}}$	支援を始め	5T (	)年目
質問内容を簡単にお書き下さい。(書ききれない時は別用紙でお送り下さい。質問なし参加申し込みのみでもOK)									

★皆様の質問を参考に 先生のお話内容も検討いたしますので 是非 事前のご参加申し込みと 質問をお寄せ下さい。事前申し込みをされた方が 当日の質問優先にさせて頂きます。 但し 回答頂けない場合もあります事をご了承ください。お送り頂いた個人情報は慎重に取り扱い致しますのでご安心下さい。

平成22度独立行政法人福祉医療機構助成事業「自閉症児者の事業」

主催 特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

#### 成人支援者の為の勉強会ご案内

早期発見、早期療育の大切さは 認知されてきましたが、自閉症スペクトラムの人の支援は生涯に渡って継続必要です。昨年度に引き続き、成人の方や成人へ移行年齢の方の支援をされている方を対象に セミナーを計画いたしました。 質の高い、きめ細やかな支援を展開できるよう、情報提供をはじめ仲間作り、幅広い様々な支援ニーズに連携して対応しながら 支援の成果蓄積をめざしたいと思っております。学校の先生や福祉関係者、支援関係の方のご参加をお待ちしております。

日時 9/7(火)・10/20(水)・11/17(水)・12/21(火)・1/18(火)

午後 6:30~8:30

場所 奈良商工会議所 A 会議室 http://www.nara-cci.or.jp/access/index.html

奈良市登大路町36-2 \*近鉄奈良駅 1番出口 すぐ

#### 内容·講師

- ① 9/7(火) 自閉症の特性と支援の原則
- ② 10/20(水) 評価と個別プログラム
- ③ 11/17(水) 施設入所の取り組み 大中りよこ(すくよか北棟 病棟長)
- ④ 12/21(火)「就労での取り組み」 高橋亜希子(アクトおおさか)
- ⑤ 1/18(火) 行動マネジメント、Q & A 中山清司

講師

中山清司先生

(北摂杉の子会スーパーバイザー兼工房あすく施設長)他 成人支援実践者の方

参加費 無料

定員 50名

参加申込み FAX 又は メールにて 申込み締め切り 10月31日 参加対象者 中学生以上の支援をされている方で 原則全5回とも参加できる方 TEL・FAX 0742-36-0205 asj\_nara\_oomiya@yahoo.co.jp

	電話/ FAX		Mail			
連	所属先	住所				
絡						
先	希望の返信方法:FAX、メール *どちらかの方法のみでお願いします。					
	希望多数の場合は、主催者にて選考させていただきます。ご了承ください。					

該当する	るところにチェックと記入をお願いします。	
☆支援し	している人の(対象)年齢( )歳 ☆支援を初めて( )年目	
□構造化	比支援をして( )年目 □支援について悩んでいる。 □奈良県自閉症協会講演会に来	たこ
とがある	る。 □奈良県自閉症協会活動ボランティアの経験あり	
参加希望	望動機【	]

#### 〇自閉症法案議会通過

2010年10月15日11:00

王室の承認に進む

室の承認に進んだ。

この自閉症法案の発端は、自閉症者 NAS 最高責任者 Mark Lever 氏 の待遇向上を求めた英国自閉症協 何千人もの自閉症成人が社会的支援: 会(NAS、the National Autistic の不足が原因でメンタル面での困難 策プロジェクトチーム (PT)」は 10 Society) のキャンペーンだった。 法案は英国自閉症協会(NAS)が作っ 審議の末、王室の承認にまでたどり 害者自立支援法の見直しの在り方に た草案からはじまった。そして英国 :ついた。自閉症成人は今分岐点に: ついて、関係団体からヒアリングし 議会保守党党員 Cheryl Gillan 氏が 🗄 立っている。この法案が法律になれ 🗎 た。出席者からは、自閉症の人に関 した。そして議会で1年にわたり審 議され議会を通過した。あとは王室 :Chris Goodchild さん(43)はアス : などが上がった。 の承認を受けて法律になるのを待つ ばかりだ。

自閉症者に向けたサービスの向上 務、メンタルトレーニングおよび職 :

博之座長によると、出席団体からは、 自閉症の人が全国に 100 万人いると の推計や、子どもの3-4%が自閉

以 上 出 展:http:// www. hatarakuba-info. com/ news\_HDm1fK22P.html?right

業訓練などの社会適応トレーニング 自閉症法案が議会の審議を通り、王 :トDisability Nowに掲載されたイ :ている。だからアスペルガー症候群 ンタビュー記事。

∶を被っている。1年にわたる法案の∶ 月 21 日、9 回目の会合を開き、障 この草案を保守党の法案として採用 : ば、自閉症成人の運命は文字通り変 : する実態調査を行った上で、本人や : わる。

:ペルガー症候群をもつ自閉症成人。 医療の現場の医師が自閉症の特徴 会▽日本グループホーム学会▽共同 についてもっと理解のレベルを上∶ 連▽人工肛門・人工膀胱使用者らで 今後 NHS や地方自治体はこの法律に :げるように法案で義務付けてほし: つくる日本オストミー協会▽全国知 より新たな義務を負う事になる。自 : いと Goodchild さんは語る。Chris : 閉症者に医療サービスを与える義 Goodchild さん:私が自閉症と診断 されたのは 41 才の時だった。その:

後18ヵ月間入院した。15才の時に を与える義務、ケアスタッフをつけ: は急性不安障害とうつだった。死に る義務などだ。以下英障がい者サイ: たいと思うようなうつがずっと続い と診断された事は救い。

#### 〇 自閉症の実態調査を

民主党政策調査会の「障がい者政 支援者をサポートするよう求める声

ヒアリングには、▽日本自閉症協 的障害者施設家族会連合会―の5団 体が出席した。

会合後に記者会見した同 PT の谷

発行人:関西障害者定期刊行物協会

住 所: 〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人:河村 舟二 定 価:100円

28